

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 人権・同和対策課	久柴 幸子
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、義務教育課	
事業群名	④ 人権が尊重される社会づくり	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額 39,092	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テュンジ&チャレツジ2025 本文)		(取組項目)								
県民一人一人が人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、県民があらゆる場や機会をとらえて人権について学ぶことができるよう取り組みます。		i) あらゆる場や機会をとらえた人権教育・啓発 ii) ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発と療養所入所者の社会交流、入所者親族への生活援護 iii) 教職員の人権意識及び指導力の向上								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	人権意識を持って生活していると思う人の割合	目標値①	/	80%	81%	82%	83%	84%		84% (R7)
		実績値②	78.7% (R2)	/	/	/	/	/		進捗状況
	達成率②/①	/	/	/	/	/	/	—	県民、企業・団体等職員、社会教育関係者などを対象に、様々な講演会、研修会、イベントなどを開催し、また、社会教育関係者や教職員への研修等により指導力の向上に取り組んできた。新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷や偏見、差別などが社会的な問題となっており、人権意識の重要性が増す中、今後、一層、教育・啓発等に取り組んでいく必要がある。	

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等		
				R元実績	R2実績	うち一般財源		人件費(参考)	主な指標	R元目標		R元実績	達成率
取組項目 i	○	1	人権・同和問題啓発推進事業	22,903	11,225	19,885	講演会や研修会、啓発イベントの開催、企業・団体への講師の派遣、また、市町と連携した人権啓発活動などを行い、人権啓発の推進を図った。 また、性の多様性理解促進のため、テレビCMによる啓発のほか県職員対応ガイドブックの作成を行い、研修等での活用により啓発を行った。	【活動指標】		33,000	27,947	84%	
								【活動指標】	13,400	16,651	124%		
								【活動指標】	16,800	/	/	/	
								【活動指標】	1,000	2,208	220%		
						【活動指標】	2,200	/	/	/			
			25,335	12,875	19,560	講演会や研修会、啓発イベントの開催、企業・団体への講師の派遣、また、市町と連携した人権啓発活動などを行い、人権啓発の推進を図った。 また、性の多様性理解促進のため、テレビCMによる啓発のほか県職員対応ガイドブックの作成を行い、研修等での活用により啓発を行った。	【成果指標】	90	96	106%			
			25,327	12,999	19,633		【成果指標】	90	94	104%			
			—	—	—	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第5条	【成果指標】	90	94	104%			
			人権・同和対策課	○	—	—	県民、企業・団体職員や、公務員、教職員、消防職員など人権に関わりの深い職業に従事する者等	【成果指標】	90	95	105%		
								【成果指標】	90	/	/		



### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i あらゆる場や機会をとらえた人権教育・啓発</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 地域住民、企業・団体等職員、社会教育・学校教育関係者等、様々な立場、年齢の方を対象に、いろいろな場や機会をとらえて、講演会、研修会、イベントなどを実施し、多くの県民の方に参加してもらい、県民の人権意識も向上してきている。しかしながら、女性、子ども、高齢者、外国人の方などへの人権侵害は絶えず、また、インターネットによる偏見、差別の深刻化や性的少数者にかかる人権問題の顕在化、新型コロナウイルス感染症に関連した新たな人権問題も生じてきている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 新たな人権問題も含め様々な人権問題を抱えているが、それらの解決のためには、人権全般についての理解や人権意識の醸成が大事であり、人権問題の本質や身近な問題、新しい問題などを取り上げた教育・啓発を、今後も継続して、いろいろな場や機会をとらえて行っていく。 また、県内各地域での教育・啓発活動の活性化のため、人権・同和教育指導者の人材育成についても継続して行っていく。</p>
<p>ii ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発と療養所入所者の社会交流、入所者親族への生活援護</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 ・令和3年3月31日現在、全国4療養所に45名の長崎県出身の方が入所している。 ・例年、ハンセン病の普及啓発と療養所入所者の社会交流を図るため、入所者の絵画や啓発パネルなどを展示した「入所者作品展」の開催や、入所者に一時帰郷していただく「里帰り事業」、本県の文化使節団を療養所に派遣する「郷土文化使節派遣事業」を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれも事業を中止することとなった。 ・入所者の社会復帰については、入所者自身の高齢化や後遺症による身体障害に加え、依然として社会の偏見、差別等の問題も残されており、困難な状況にある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 ・法の規定により、県は地域の実情を踏まえたハンセン病元患者等の福祉の増進を図る責務があり、今後もハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を図り、入所者の社会交流の場を提供していく事業に取り組む。 ・入所者親族に対しては、家庭訪問の実施により生活実態を把握し、法に基づく生活援護費の適正な支給に努める。</p>
<p>iii 教職員の人権意識及び指導力の向上</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により研修会の実施はできなかったが、これまで、人権教育啓発参考資料（「人権教育をすすめるために」）の作成と資料を活用した研修を2年1サイクルで実施することにより、教職員の人権意識及び指導力の向上が図られてきた。一方、子どもたち一人一人に届く人権教育とするためには、その時のニーズに即した人権教育啓発参考資料の作成と資料を活用した研修を工夫していく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 関係各課及び外部機関と連携して、人権啓発参考資料及び研修の内容について協議・検討し、質の向上を図ることで、教職員一人一人の人権意識及び指導力の向上に結び付ける。</p>

### 4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容		令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事務事業名	※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しが無い場合は「―」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			事業期間 所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	人権・同和問題啓発推進事業	令和2年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果や人権を取り巻く社会情勢の変化等も踏まえ、「人権教育・啓発基本計画」の第3次改訂を行い、人権教育・啓発の方針や具体的施策の方向等を見直す。	⑨	人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めてもらうために、継続して、講演会、研修会、イベント等による啓発を行っていくとともに、時宜に応じた人権課題をテーマとするなど内容について見直しを行いながら実施していく。	改善
		— 人権・同和对策課					
取組項目 i	○	2	社会人権・同和教育推進事業	既に登録している「人権・同和教育指導者」と今後、登録が期待される新たな人材の両者を対象として、対象者の活動内容に応じた実践的な研修を実施し、指導者の資質と意欲の向上、新たな登録者の増加を図り、各地域における指導者の活動を活性化させ、県民に対する人権教育・啓発の機会の増加を図る。	②	社会教育関係者等へ、様々な人権問題に対する理解を深め、行動につなげてもらうための研修会等を、引き続き実施していくとともに、教育庁の関係部局や各市町教育委員会と連携して地域の人権・同和教育指導者の養成に取り組む。 また、県内広範囲での指導者の資質向上を図るために、同ブロック内の異なる市町で指導者養成研修を実施する。	改善
		— 人権・同和对策課					

取組項目 i		3	人権教育啓発センター活動推進事業 — H17- 人権・同和対策課	—	—	本県の人権教育・啓発活動の中核的な拠点施設として、人権問題に関する様々な情報等の収集・提供などにより広報・啓発活動を推進するため、ホームページの内容充実や、時宜に応じた図書、ビデオ、パンフレット等の整備を図っていく。	現状維持
取組項目 ii	○	4	ハンセン病対策事業 — S53- 国保・健康増進課	—	—	本事業による、これまでの「入所者作品展」開催や、入所者に一時帰郷していただく「里帰り事業」、本県の文化使節団を療養所に派遣する「郷土文化使節派遣事業」のいずれもハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や入所者への社会交流の場を提供する事業として、意義深く効果の高いものとして長年取り組んできたため、新型コロナウイルス感染症の状況の好転を待って、再開・継続していく。	現状維持
取組項目 iii	○	5	人権・同和教育推進費 — — 義務教育課	—	②	指導者用参考資料の作成・配布とその冊子を活用した教職員研修会の実施を隔年で計画し、教職員の人権意識や指導力の向上に努めていく。	改善

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点